令和2年４月１６日

ご利用者およびご家族の皆様

（訪問看護事業所）

管理者

**新型コロナウイルス感染症への対策のお知らせとお願い**

日頃から、（訪問看護事業所）をご利用下さいましてありがとうございます。

皆様におかれましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡がりをご心配されていることと思います。そこで、皆さまに（訪問看護事業所）の考え方と対応、サービスを続けるための職員体制についてお知らせいたします。また、皆さまにお願いしたいこともお伝えします。皆様には、何卒ご了承の上、ご協力いただきたくお願いいたします。

**1. （訪問看護事業所）の方針**

　本ステーションでは現在の状況下にあっても、できる限り通常通りのサービスを提供したいと考えています。しかしその際、ご利用者やご家族の皆様が新型コロナウイルス感染症にかかる可能性や訪問看護を行なうスタッフがかかる可能性を想定した対応をします。

1）スタッフ全員、毎日検温を行ない37.5℃以上の発熱やのどの痛み、咳、だるさといった症状が多少でもある場合は、新型コロナウイルス感染症の診断がつかなくても自宅待機とします。

2）スタッフの家族に発熱やのどの痛み、咳、だるさといった症状がある場合も同様に症状が治まるまでの間は、自宅待機とします。

3）研修会や多くの人が集まる会への参加はしません。必要時は感染予防対策を行ないます。

4）スタッフは訪問時、手洗いを徹底しマスク着用し場合によりガウンを着用することもあります。

5）感染拡大や学校等の休校により、出勤困難なスタッフが増えた場合、状態が安定されている方には訪問回数を減らすなどのご相談をさせて頂きます。また担当スタッフ以外の者が代わりに訪問する場合もあります。

6）事業所に、新型コロナウイルスの感染症が発生した場合には、保健所の指示に従い事業所を一時的に休止することがあります。

**2.　ご利用者・ご家族へお願い**

1）毎日検温をしていただき、ご利用者・ご家族が発熱等の症状がある場合はスタッフが訪問する前に連絡をしてください。

2）ご利用者様が新型コロナウイルス感染症を疑われた場合は、主治医と相談し対応させていただきます。他のご利用者へのウイルス感染を予防するため、症状によっては訪問看護を中止させていただくか、訪問を一日の最後の時間に変更させていただくことがあります。

3）ご家族に発熱等の症状がある場合は、スタッフが訪問し、ご利用者さまの看護やリハビリ等を実施している間は、別室にて待機してくださいますようお願いいたします。

4）厚生労働省作成の別紙「感染症対策へのご協力をおねがいします」等を参考にしていただき、ご利用者様・ご家族様も手洗いや咳エチケットを行ない、マスクを着用していただく事をお願いします。